

協議第7号（継続協議）

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目7）

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
調整の内容	新町に1つの農業委員会を置き、農業委員会の選挙による委員であった者は市町村の合併の特例に関する法律第8号第1項第1号の規定を適用し、合併後10ヶ月引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。合併後の選挙委員の定数は15名とする。

平成16年 6月25日 提出

檜山北部3町合併協議会

会長 内田 東 一

協議第 10 号

地域自治組織及び地域協議会の取扱いについて（協定項目 10）

地域自治組織及び地域協議会の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	地域自治組織及び地域協議会
調整の内容	旧町毎に市町村合併に関する新法等の制定に基づく地域自治組織（特別地方公共団体タイプ）を設置する。 旧町毎に合併特例法に基づく地域協議会を設置する。

平成 16 年 6 月 25 日 提出

檜山北部 3 町合併協議会

会長 内 田 東 一

協議第 1 1 号

特別職の身分の取扱いについて（協定項目 1 1）

特別職の身分の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	特別職の身分の取扱い
調整の内容	<p>特別職（助役、収入役）及び教育長の身分の取扱いについては、法令等の定めるところにより調整する。</p> <p>特別職、教育長、議会議員の報酬等については、類似団体を参考に合併時までに調整する。</p> <p>審議会・委員等の付属機関の報酬等については、類似団体を参考に合併時までに調整する。</p> <p>ただし、公平委員会は檜山広域行政組合の取扱いにより決定する。</p>

平成 1 6 年 6 月 2 5 日 提出

檜山北部 3 町合併協議会

会長 内 田 東 一

協議第 1 3 号

組織及び機構の取扱いについて（協定項目 1 3 ）

組織及び機構の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	組織及び機構の取扱い
調整の内容	

平成 1 6 年 6 月 2 5 日 提出

檜山北部 3 町合併協議会

会長 内 田 東 一

協議第 17 号

公共的団体等の取扱いについて（協定項目 17）

公共的団体等の取扱いについて、次のとおり提案する。

協議事項	公共的団体等の取扱い
調整の内容	<p>公共的団体等については、新町の速やかな一体性を確保するため、それぞれの自主性を尊重しながら統合するよう努めることとする。</p> <p>3町に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めることとする。</p> <p>3町に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努める。</p> <p>3町に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めることとする。</p> <p>国、北海道等の指導に基づき設置された団体は、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。</p> <p>各町独自団体は、原則として現行のとおりとする。</p>

平成 16 年 6 月 25 日 提出

檜山北部 3 町合併協議会

会長 内 田 東 一